

広島県告示第三百四十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年六月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	効力を有する期限	備考
国家公務員共済組合 連合会員共済病院忠 海分院	竹原市忠海中町二丁目一 番四五号	平成三三年六月七日	新規